

## 市第57号議案 横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

### 局名称変更に至った経緯

6月3日の都市経営・行政運営調整委員会において平成17・18年度の局再編成の検証について御指摘いただき、検証の結果を9月18日の都市経営・行政運営調整委員会において御報告させていただきました。

検証結果としては、おおむね局再編成の理念に基づいた施策が展開され、行政サービスの向上につながったと考えられるものの、昨今の社会経済情勢の急激な変化や危機的な財政状況など、再編実施当時には想定していなかった新たな課題の発生や、組織の名称が理念的で所掌事務がイメージしにくく分かりづらいといった課題が挙げられております。

組織機構上の課題については、平成22年度以降、全庁的な検討の中で対応していくこととしておりますが、組織の名称に関する課題については、市民の皆様の分かりやすさや、職員の働きやすさの観点から、局名称を変更することで解消し、市民サービスの向上を図ります。

### 1 局名称の変更案

職員の意見も聞きながら検討を進めた結果、次のとおり局名称を変更します。

#### 【現在の名称】

横浜市安全管理局



#### 【名称変更案】

横浜市消防局

### 2 局名称変更に伴う条例規定の新旧対照（関係部分のみ抜粋）

現行（平成21年度）

#### 横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

消防本部の名称は、横浜市安全管理局とする。

#### 横浜市事務分掌条例

安全管理局  
(1)危機管理及び市民の安全に関する事項

参考

改正案（平成22年度）

#### 横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

消防本部の名称は、横浜市消防局とする。

#### 横浜市事務分掌条例

消防局  
(1)危機管理及び市民の安全に関する事項

参考

（市第52号議案による改正案）

※市第52号議案は、都市経営・行政運営調整委員会へ付託

### 3 その他

「横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例」の一部改正に伴い、「横浜市消防職員賞じゅつ条例」及び「横浜市救急条例」についてあわせて改正します。